令和５年度第１回三鷹市国民健康保険運営協議会会議録要旨

●開催日　令和５年10月31日（火）

●出席委員　淺見委員、佐藤委員、森屋委員、逆瀨委員、梅田委員、内原委員、

 渡邉委員、福田委員、星野委員、金子委員、加藤委員、紫野委員、

　　　　　　瀧下委員（13名　名簿順）

●市　　側　河村市長、室谷市民部長、金木市民部調整担当部長、

近藤保健医療担当部長、黒崎保険課長、佐藤国保加入係長、

木村国保給付係長

●傍 聴 者　３名

１　開　会

２　委嘱状交付

３　委員・職員自己紹介

４　市長挨拶

５　議　事

　　三鷹市国民健康保険運営状況について、三鷹市国民健康保険条例の一部改正について

＜資料説明＞

保険課長：資料「三鷹市国民健康保険の現状」「三鷹市国民健康保険条例の一部改正について」を説明

＜質疑応答＞

委　員：三鷹市国民健康保険の現状の資料を見せていただき、国民健康保険の加入者はこの５年間で減少しているが、減少の要因についてはどのように考えているのか。国は今、厚生年金等への加入基準の枠を下げたことにより、非正規やパート労働者も厚生年金に加入するように移行されている。近年、国民健康保険加入者で保険税を支払っていたが、厚生年金等の方に加入されている方が増えており、国民健康保険加入者は収入の少ない方や無職の方、高齢者の方やパートや非正規で働く方などが多い実態があると推測される。

また、被保険者の年齢構成については詳しくグラフや円グラフで示されているが、国民健康保険加入者の職業別や自営業者、年金生活者、非正規労働者、無職の方など、どのような方がどれぐらい加入されているのか、どのような方が減っているのかという実態を把握して検討する必要があるのではないか。

保険課長：委員ご指摘のとおり、加入者は減少傾向である。理由としては、75歳以上の方が後期高齢者医療制度に移行していることや、被用者保険への適用が拡大しており、今後も小規模事業者への適用も拡大するということであり、減少傾向が続くと想定している。

職種については、国民健康保険制度ができた当初は自営業者の方が割合として非常に多かったが、自営業者の方は減っており、無職の方や年金所得だけの方の割合が増えているのが現状であり、一定の所得がある被保険者が減少する傾向は今後も続くと想定している。

委　員：様々な立場の方が、安心して医療にかかれる制度が必要である。

　　　　また、法定外繰入であるが、国民健康保険制度は社会保障であり、会社の保険制度や政府管掌の保険制度に入れない人が増加したことにより、国民健康保険に加入されているので、国は市民の命や健康を守り、安心して医療を受けられるようにする責務があると考える。そのため、国や都は少しでも市民の負担を減らす努力をすべきである。国や都は一般会計からの繰入金を減らすために、いつまでに減らせるかの計画を出すように言っている。三鷹市は法定外繰入をなくすために２年ごとに保険税の値上げを行っているが、保険税を値上げすることで法定外繰入を減らすことやなくすことは、市民の負担が重くなるため反対であり、法定外繰入はむしろ増やすべきである。

　　　　１兆円の国庫負担があれば、全国の法定外繰入をなくすことができる。3,400億円は増加できているが、残りの6,600億円の国庫負担を増やすことで国保税は値上げせず、市民の負担を減らすことができるように、市より国や都に対して国庫負担の増額を求めていただきたい。

保険課長：法定外繰入については、将来的に削減していく方向性であるが、保険税の値上げだけではなく、医療費の適正化や保険者努力支援制度を活用することにより交付金を獲得することで、国保財政を持続可能な制度としていくことが三鷹市の責務である。平成30年度より財政の運営主体は東京都となり、区市町村は東京都が算出して示される事業費納付金を支出することになっている。これからも国や都に対して要望していくことを検討する。

委　員：国や都に対し積極的に意見をしていくことを要望する。

　　　　国保の財政健全化については、保険税の値上げだけではなく、医療費適正化もそうであるが、市民の健康づくりにも力を注ぐべきである。医師会は健診や市民の健康づくりにとても力を入れて取り組んでいる。三鷹市も市民の健康を守るため、病気の早期発見や治療などを行えるように、市民健診の検査料の負担をなくすなど、市民の健康づくりに対する支援の施策も必要である。

保険課長：法定外繰入の削減については、保険税の値上げだけではなく、医療費の適正化の取組もさらに進めていく必要がある。本年度においては、多くの薬を処方されている方に対して、多剤服用をすることで薬害となることを周知するなど、服薬の適正化に繋がる事業も進めている。このような取り組みを行うことで、少しでも国保財政に寄与できるように努めていく。

委　員：ぜひ、市民健診にかかる検査料の負担軽減を検討するように要望する。

　　　　次に、マイナ保険証について、三鷹市でも医療機関で顔認証ができないなど保険証として利用できないというトラブルが発生しており、市民のマイナ保険証に対する不安が広がっていると聞いている。資格確認書の交付について、事務作業の負担や財源などについては未定であるが、詳細については国からどの程度示されているのか。また、具体的な計画の検討は、現時点ではどのようにされていて、来年10月までに準備は間に合うのか。

保険課長：マイナ保険証に関しては、現状では委員が発言された以上の情報は持ち合わせていない。今後、来年度の国の予算が判明していく中で、今年度中にはある程度のスケジュールや事務作業が示されると想定している。現在、国会では、補正予算の議論が行われているが、それ以上の情報はなく、情報が入れば、本協議会にて情報提供する。

会　長：他の委員方は、国民健康保険運営状況について質問はあるか。

委　員：国民健康保険の加入者が大分減少しており、さらに加入者が減少すると、保険税がまた上がるのではないかと心配している。私もそうだが、後期高齢者になるまでの65歳から74歳までにかなりの金額を取られていると感じている。夫は後期高齢者医療制度のほうで取られている。国民健康保険の加入者が少なくなれば税金も入ってこないため、上げざるを得ないのは分かるが、負担割合が２割の人が３割になることもあるので、市のほうも財政が大変であると思うが、値上げされることを心配している方もいることを考慮していただきたい。

保険課長：加入者は減少傾向であり、今後も同様の傾向が続くものと想定している。現状としては、三鷹市の保険税は近隣の26市の中では比較的低い水準であるため、法定外繰入の見直しや削減と併せて、歳入確保の努力をしつつ、検討していく。

委　員：年に１度の定期健診は無料ということで、いろいろと検査していただき病気の早期発見など関わってくるので良いことである。ただ、利用者は50％くらいで半分の方は利用していない。私たちは毎年行っており、良い制度なので、ただ通知を送るだけではなく、皆さんに周知をしていただきたい。

保健医療担当部長：特定健診の受診率は、おっしゃるとおり四十数％である。受診いただくことで早期発見して治療することで医療費の適正化に繋がり、健康に長生きするという意味でも重要である。もちろん、案内を送付させていただいているほかに、地域の各コミュニティセンターでの健康づくり委員による情報提供や、イベント等での案内なども行っているが、なかなか受診率が上がらないというのが現状である。今、策定に取り組んでいるデータヘルス計画の中でも、受診率向上に向けたインセンティブ、何か特典みたいなことも検討していきたい。

委　員：先週の土日でコミセンまつりがあり、保健センターの方が来てくださり助かっているが、その時に来た人が市民に一声かけていただけたら良かった。コマーシャルというか受診してくださいという周知をしていただけたら助かる。以前に健康づくりを行っていたので、そういう話を聞いてもったいないな、8,000円かかるのにと思い、周知して医療費も削減できれば良いと思う。

委　員：資料の７ページの国民健康保険の財政の概要というところですが、健康保険組合の立場として意見を述べさせていただきたい。一番左端にある前期高齢者交付金というのは、当然、交付を受けていると思うが、この費用とするために健康保険組合等は前期高齢者納付金を徴収されている。また、後期高齢者、75歳以上の方の医療費を支援するということで、後期高齢者支援金というものも健康保険組合が支出している。この前期高齢者納付金と後期高齢者支援金を支払うために、当然、私どもも保険料を徴収して費用に充てるわけであるが、保険料収入の約４割から５割をこの支援金と納付金に持っていかれるのが現状である。これは、どの健康保険組合も同様のようであり、この支援金と納付金が健康保険組合の財政を圧迫している。裏返せば、国民健康保険の医療費を支援するために、私どものほうも、お金を支出しているという制度設計については、ぜひ理解していただきたい。国保の財政だけでこれを運営しているわけではなく、様々な保険者の支援があって、国民健康保険が成り立っていると。年齢が高い構成になっており、保険料収入だけでは賄えないというのは当然のことであり、それを全保険者で支援していくという制度設計になっているので、先ほど来、保険税の引上げは厳しいというのも意見としては当然なことだと思うが、それだけではなく、各保険者も国保財政のために一翼を担っているということも念頭に置きながら、保険税率の改定をご検討いただきたい。

会　長：議事（２）三鷹市国民健康保険条例の一部改正について、質問があれば発言願う。

委　員：対象人数については、昨年出産育児一時金を受け取られた80件ぐらいを想定されているのか。

保険課長：現時点ではそのように想定しているが、人数は少しでも増えるようになれば良いと思うので、少子化対策については、これだけではなく様々な形でやっていく必要がある。市の努力だけではなく、国のほうでも、今、議論しているところなので、取組に関しては丁寧に周知していきたい。

委　員：せっかくの制度ですので、周知をしていただいて、対象者が漏れることのないようにしていただきたい。届出に基づいて減免を周知するということであるが、例えば、対象者がまだ申請されていないということが把握できた場合には、こういう制度があるが、まだ申請されていませんというようなプッシュみたいなことをしていただけるのか。

保険課長：どのような形でできるかは、今後、条例改正された後に検討することになるが、対象者に減額、減免の申請が漏れないような取組は様々な形で取り組んでいきたい。

委　員：是非、お願いしたい。

委　員：対象者が漏れないようにしていただけそうな気がしたが、これは国の少子化対策として、減免されるのですから、今のタイミングで周知が進むよう、思い切って事前に周知できないか。今だと２か月減免されるので、この機会にということが分かってもらえるような周知をどのような形で行うのか。

保険課長：保険課で把握できるのは、出産する医療機関等から出産育児一時金の申請等があれば分かるが、妊娠した段階で対応する方策も検討する必要がある。その部分は保険課だけでは取組めない状況であるので、全庁的な対応について検討していきたい。

委　員：国保加入者に一般的に周知すれば、その方々の中から出てきていると考えて良いか。

保険課長：条例改正の対象となる方は国民健康保険に加入されている方である。しかし、妊娠された方は、国民健康保険制度以外の医療保険制度に加入している方も多いので、その方への対応について一律に行うことは難しいため、保険課だけではなく庁内にて検討させていただく。

保健医療担当部長：私は国保以外の減免制度を承知してはないが、国保以外のところでどのような案内があるかというと、子育てに関しての様々な情報をまとめた冊子があり、その中には出産育児一時金の案内もあるが、ほかの保険加入者がほとんどですので、どのように載せるかは検討していく。

委　員：健康保険組合も出産される方の保険料免除を実施しているが、健康保険は届出制となっている。予定日や出産日などを、何かの届出を受けることで、該当となるかを判断されるのか。それとも、先ほどの説明されていた、出産費用の請求があった人のみを把握していくという考えなのか。

保険課長：届出制となるので、いつの段階で届出いただくか、というシミュレーションは現時点ではなかなか難しい部分がある。妊娠が分かった段階で母子手帳等を申請された方で、国保に加入される方については、このような制度がある旨をきちんと周知できれば良いが、他の保険に加入されている方も多いので、そのあたりの対応は内部で検討させていただく。

委　員：三鷹市だけではなく、全市町村がこの制度を行うということなので、他の市町村も同様の取組をするということか。全世代型の社会保障制度ということなので、厚生労働省からどのような取り扱いをしなさいという通知文が健康保険組合にも来るが、その通知に基づいて、どのような届出書や証拠書類を取るのかという制度が作られるという考えで良いか。

保険課長：三鷹市だけの制度ではなく、日本全国の制度であるため、国からも来年１月から実施するという通知が来ている。

委　員：出産育児一時金の50万円を受け取る方が、80件とお話があったが、私ども民生委員は、出産してから４か月の間に生まれた方のお宅に「こんにちは赤ちゃん訪問」という取組みで絵本を差し上げているが、最近、結構出産する方が多くなっている。この80件というのは少なく感じたが、三鷹市全体として出産した方の何％ぐらいであるのか。

保健医療担当部長：令和４年度に三鷹市で出生届を出した方は、速報値で1,258人なので、1,258件のうち80件が国保の加入者として出産育児一時金を受け取った方となる。

委　員：1,258件のうち80件が国民健康保険の加入者ということが分かった。

会　長：他に追加質問等がある委員はいるか。

（「なし」と呼ぶものあり）

それでは、その他に移る。

保険課長：国保の現状等について説明させていただいたが、令和６年度に向けて本協議会において、国民健康保険税の均等割及び税率の改定に向けた協議を今後お願いする予定である。

４　閉　会